

令和6年第13回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和6年12月17日付を以って、同12月25日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第13回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可に係る買受適格証明願について(公売)
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第6号 現況確認証明願(非農地証明)について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画(案)に対する意見について
- 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知及び農地の使用貸借解約による通知について
- 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可について
- 報告第5号 農後振興整備計画の変更について

出席委員（11名）

1番	出頭勝美君	2番	笹本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
14番	桐澤いづみ君	15番	田口茂君
16番	谷田川延秀君		

欠席委員（3名）

7番	橋本正君	8番	今村太一君
13番	日向寺正志君		

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局主査	児島教夫

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口和範
--------	------

会 議 の 経 過

(開会 午後3時04分)

議 長 ただいまの出席委員は、11名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第13回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員でございますが、7番橋本正君、8番今村太一君、13番日向寺正志君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

12番大川喜美君、15番田口茂君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第8号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

議 長 次に、議案第1号番号1ないし番号14を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主 査 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

初めに番号1についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在

等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、コンバイン1台導入予定、農作業に従事する日数は年間240日、農地の所有につきましては、自作地約91アールでございます。申請地の作付け計画は水稻、玉ネギ、キャベツを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号2についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、耕運機1台、農作業に従事する日数は年間155日、農地の所有につきましては、自作地約6アールでございます。申請地の作付け計画は、キャベツ、ジャガイモを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号3についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台、ハンマールック1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約121アール、借入地約39アールでございます。申請地の作付け計画は、梅・栗を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号4についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台、農作業に従事する日数は年間240日、農地の所有につきましては、自作地約153アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、

周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号5についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し又は移転しようとする事由につきましては、兄弟（弟）より農地を譲受け農業規模拡大するため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、草刈機1台、トラック1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有等につきましてはございません。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号6についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、噴霧器4台、トラック2台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約179アール、借入地147アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

続いて番号7から番号10につきましては、先月の総会時に第3条の報告案件でお話ししました農地中間管理機構（農林振興公社）の特例事業案件でございます。

番号7について譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台、農作業に従事する日数は年間240日、農地の所有につきましては、自作地約153アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号8についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し又は移転

しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましてはございません。農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、借入地約44アールでございます。申請地の作付け計画は、山芋を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号9についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、トラック1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約141アールでございます。申請地の作付け計画は、ジャガイモを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号10についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、トラック1台、農作業に従事する日数は年間200日、農地の所有につきましては、自作地約35アールでございます。申請地の作付け計画は、長芋を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号11についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機2台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましてはございません。申請地の作付け計画は、キャベツ、甘藷を予定しており、周辺地域への影響ないものと思料されます。

次に番号12についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買によ

り所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台、キャリアカー1台農作業に従事する日数は年間240日、農地の所有につきましては、自作地約603アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号13についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、交換により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、農用トラック2台農作業に従事する日数は年間180日、農地の所有につきましては、自作地約696アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に番号14についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、交換により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、田植機1台、トラック1台農作業に従事する日数は年間180日、農地の所有につきましては、自作地約29アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1中地内案件について、15番田口茂君。

15番 はい、15番田口です。現地調査昨日行いましていずれも問題ありませんでしたが、1点だけ報告するとすれば●●字●●●●が耕作されておりましたが、耕作可能な土地であります。以上です。

議長 次に、番号2下津地内案件及び番号11神向寺地内案件について、2番笹本真由美君。

2番 2番、笹本です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号2の現地調査の結果を報告いたします。調査日は12月23日です。現地の現状はすでに宅地化された土地で周りの環境からみて何ら問題はない

と判断いたしました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

また、番号11について、調査日は同じ12月23日現地は更地になっておりまして申請に何ら問題はないと判断いたしました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 次に、番号3志崎地内案件及び番号5武井地内案件について、6番大槻勝敏君。

6番 はい、6番大槻です。番号3の案件につきまして現況を確認したところ、許可相当と判断いたしました。番号5につきましては、22日に現地を確認したところ、一筆は耕作しておりましたが、●●字●●●●は草が生えておりますが耕作するには支障はないと判断しました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 次に、番号4田谷沼地内案件及び番号7田野辺地内案件について、10番笠貫順一君。

10番 はい、10番笠貫です。番号4及び番号7について、23日に現地調査を行いました。その結果特に問題ないと判断いたしました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 次に、番号6谷原地内案件について、11番野口嘉徳君。

11番 はい、11番野口です。24日に現地調査をしてまいりました。現況ですが休耕地のため荒れてはおりますが、ロータリーを掛けて耕せば耕作できるということです。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 次に、番号7ないし番号10須賀・沼尾地内案件について、16番谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。現地調査は21日に行いました。今、お話がありましたように私の担当地区は2地区で番号7が5筆、番号8が4筆、番号9が1筆、番号10が2筆で合計12筆であります。現地調査した土地は、先程児島主査より説明がありましたように豊郷台土地改良事業区域内の土地で、先月報告された農地法第3条第1項第13号の規定による届出がされ今月農地法第3条の許可申請で売買される土地であります。現地の状況は畑になっているのが2筆、荒地が10筆であります。農地中間管理機構が農林水産省令により茨城県農林振興公社が農業者、今回買われる方に売買するものでこの後土地改良事業が行われることから土地改良された新たな土地

になるので問題はありません。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、番号12木滝地内案件について、12番大川喜美君。

12番 はい、12番大川です。22日に現地確認にまいりました。この6筆ともロータリーが掛けてあり耕作には支障ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 最後に、番号13及び番号14角折地内案件について、隣接委員であります3番清宮茂信君に報告をお願いします。

3番 はい、3番清宮です。橋本委員の代理ということで22日に現地調査をいたしまして、この記載にありますように交換による所有権移転ということでもありますけど、面積が合わないと思いますが、その辺は相対でやるのであろうと思います。現地はもう作った後で問題はありませんのでご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。今回の申請内容に直接意義があるわけではないのですが、ひとつ事務局にお聞きしたいのですが、3条で取得した土地はこの後4条、5条がもし出されるような場合があったとしたら4条、5条出すまで管理期間はどのくらいなのでしょう。

議 長 事務局に説明を求めます。

事務局 ただいまの谷田川委員からの質問ですが、農地法第3条で購入した場合1年1作ということをして令和4年9月の総会で委員、会長へご相談しまして、このままにしておくのと転用とかで問題がでてくるため、1年1作の要件を許可書の中に記載しまして現在進めています。それと土地改良区から3条の売買で意見書をいただいておりますが、農地を売買するだけの所有権移転なので意見書の方は貰わないでということで令和4年9月総会の中で委員にはお話ししまして承諾を得たという内容になっております。以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

16番 ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

15番 はい、議長。

議 長 15番田口茂君。

15番 事務局に確認したいのですが、私の担当地区に番号1の件で先程山口課長より説明があったように、今回購入される方が市外の方ですが土地改良区から除外したのかどうか、それとも土地改良区に残っているのかご説明願います。

議 長 事務局に説明を求めます。

事務局 この案件ですが、土地改良区の方は除外されておりません。賦課金については譲受人へ土地改良区から通知していただくようになっております。

15番 はい、議長。

議 長 15番田口茂君。

15番 了解いたしました。ただ、今土地改良区では賦課金の未納者が多く地区外の滞納整理をするには遠く、神栖市やなかには首都圏というのが発生しておりますのでその辺が心配になりました。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1ないし番号14について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号番号1ないし番号14については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可に係る買受適格証明願について（公売）」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

事務局 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明願（公売）について」ご説明いたします。

番号1について願出人及び公売に係る土地の所在につきましては、議案書記載のとおりでございます。願出人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック2台、家

畜牛20頭を保有しております。農作業に従事する日数は年間350日で、農地の所有につきましては、自作地297アール、借入地約40アールでございます。申請地の作付け計画は水稻、飼料用作物を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に、番号2、番号3について願出人及び公売に係る土地の所在につきましては、議案書記載のとおりでございます。願出人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台、キャリアカー1台を保有しております。農作業に従事する日数は年間240日で、農地の所有につきましては、自作地約603アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に、番号4について願出人及び公売に係る土地の所在につきましては、議案書記載のとおりでございます。願出人の農機具等の保有につきましては、トラクター3台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台を保有しております。農作業に従事する日数は年間250日で、農地の所有につきましては、自作地約213アール、借入地約2316アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

最後に、番号5について願出人及び公売に係る土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。願出人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、噴霧器4台、トラック2台、農作業に従事する日数は年間150日農地の所有につきましては、自作地約179アール、借入地147アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

なお、本案件番号1から番号5に関しては、証明書を交付された者が落札し、農地法第3条の規定により許可申請書が提出された場合、速やかに許可指令書を交付といった流れになることから、本案件証明の承認及び落札後における農地法第3条の許可が相当であるかを併せてご審議いただくものがございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明がございましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。ただいまの児島主査の説明でお聞きしたいのですが、今回証明が出されれば農地法第3条の許可の申請はなしでこの落札者に移転されるという説明ですか。

事務局 1月22日に公売がございまして、今回買受適格証明、これは農業をやっていくのに適格かという判断と、公売が終わった後に落札者が売却決定通知書をもってきますので許可指令書を発行するわけです。それに合わせてご審議をお願いしたいということで今回案件に掛けております。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 そうすると、この後3条の許可申請が出るということですか。

事務局 この後許可指令書が公売をやった後に指令書を発行する流れになってございます。

16番 はい、わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

15番 はい、議長。

議 長 15番田口茂君。

議 長 15番田口です。直接は関係ないのですが参考までにこの地域は●●●●●●●●と賃貸契約を結んである場所で公売のためにそれが伴っているということですか。それはできないと私は認識しているのですが。

事務局 説明させていただきます。今回公売に上がっている土地につきましては、●●●●●●●●の出店予定地からは外れている所にありまして賃貸契約は結んでございません。

15番 はい、議長。

議 長 15番田口茂君。

15番 私の勘違いなのかどうか、防災公園の所まで入っていると思うのですが、ここは防災公園の脇ではないですか。ここは入っていないのですか。

事務局 はい、ぎりぎり入っていない所でございます。

15番 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号5については、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め議案第2号番号1ないし番号5については、願い出のとおり証明することと決定いたします。また、落札後に同一内容で許可申請があった場合は、速やかにこれを受理し、許可することといたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

補佐 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1について、ご説明いたします。転用目的は、自己用住宅でございます。農地区分は、土地改良が施工され、集団的に存在している区域内にある第1種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、申請地に近隣ある実家にて現在居住しているが、生活様式の違いから新たに住宅を建築するため転用申請するものです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農業振興地域整備計画の変更について、また都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額融資を計画しており、金融機関からのローンの申込書が添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第1号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

10番笠貫順一君。

10番 はい、10番笠貫です。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日は、12月16日月曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、大川委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、児島主査の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきましては、事務局から申請された書類等の説明を受け、現地を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号番号1について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号番号1については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

補佐 それでは議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号2につづきまして、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につづきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号3につづきまして、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につづきましては、議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、また資金計画としましては、全額融資を計画しており、取引先ハウスメーカーの住宅ローン審査結果の写しが添付されております。

最後に番号4につづきまして、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につづきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より発電量調整供給契約書、東京電力エナジーパートナー株式会社より供給申込書の写し、合同会社エコパワーより電気売買契約書の写添付が添付されております。資金計画としましては、株式会社ハウスプロデュースとの転用資金に係る確約書、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

10番笠貫順一君。

10番 はい、10番笠貫です。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、12月16日月曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、大川委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、児島主査の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号4につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問ございませんか。

1番 はい、議長。

議長 1番出頭勝美君。

1番 1番出頭です。番号3について私の住居地であり担当地区ではありませんが、この自己用住宅は50戸連担と娘が親の農業の手伝いをするという話でありますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 はい、15番田口です。番号2、番号4について昨日現地の調査、確認をしてきました。特に問題はないと思います。ただ、この地区は相当太陽光発電施設が設置され様変わりした所であります。以上です。

議長 ほかにございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号番号1ないし番号4について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請

について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和6年4月23日から令和7年1月4日までとなっておりましたが、製品の出荷減少により予定どおり進まなかったため、認可日から令和8年1月4日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和6年11月12日付けで茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」の写しが添付されております。農地部分の砂利採取計画については申請時から変更ありません。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

10番笠貫順一君。

10番 はい、10番笠貫です。議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問ございませんか。

3番 はい、議長。

議長 3番清宮茂信君。

3番 はい、3番清宮です。ここは私の担当地区ではありませんが、橋本委員の代理ということで現地調査の説明を受けたのですが、砂利採取をする現場に

対して看板があるわけなんですね。事務局に電話したはずですが、その看板が見当たらない。砂利採取洗浄標識とか言うのでしょうかね。現場責任者や立米とかが記載されており入口に必ずあるわけですが、それが見当たらないものですからその辺はどうなっているのかなと思っております。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 ありがとうございます。そちらの方は確かに掲示がされておりました。事業者には早急に設置するよう指導いたします。

議 長 ほかにございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第5号番号1について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第5号番号1については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第6号「現況確認証明願（非農地証明）について」番号1をご説明いたします。

願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域かつ農振農用地区域外の農地で、平成10年頃から耕作しておらず、樹木や草が繁茂しております。登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影、空中写真」が添付されております。

次に、番号2について説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化区域の農地で、平成6年以前に商業施設の駐車場として利用されており、登記上

の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影、空中写真」が添付されております。

次に番号3について説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域かつ農振農用地区域外の農地で、昭和46年に住宅を建築しておりましたが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「家屋評価証明書」が添付されております。

最後に番号4について説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域かつ農振農用地区域外の農地で、昭和49年に住宅を建築しておりましたが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「家屋評価証明書」が添付されております。

以上、農地法関係事務処理の手引きに基づき「非農地となってから20年以上経過しているもの」等証明の範囲に該当すると思料されます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第7号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

10番 笠貫順一君。

10番 はい、10番笠貫です。議案第6号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号4につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明，調査を行った委員からの結果報告について，ご意見ご質問ございませんか。

地元委員さん，ご意見ご質問ございませんか。

それでは，お諮りいたします。

議案第6号番号1ないし番号4について，願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め，議案第6号番号1および番号4については，願い出のとおり証明することと決定いたします。

議 長 次に，議案第7号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長兼課長 それでは，議案第7号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年12月10日付け鹿嶋市長より「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程，よろしくお願ひいたします。

議 長 続いて，農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課 長 議案第7号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。畑の新規については11筆で面積が5,208平方メートルとなっております。以上で，合計も同様でございます。

説明は以上でございます。ご審議の程，よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について，ご意見ご質問ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議します。事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長兼課長 それでは議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年12月10日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については18筆で面積が23,009平方メートル、畑の新規については2筆で面積が3,179平方メートルとなっており、以上合計いたしますと20筆で面積が26,188平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、先程の議案第7及び議案第8号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、日程第4報告第1号ないし報告第5号についてであります。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」ないし報告第5号「農業振興地域整備計画変更について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

報告事項についての説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは説明させていただきます。

報告第1号につきましては、「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」でございます。こちらは、農地を所有する方がお亡くなりになりそれに対して相続をする際に農地法の所有権を移転する事務がございます。それに伴って相続が起きた時にする手続きです。

続いて報告2号でございます。「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」でございます。転用許可の市街化されている区域につきましては、届出転用ができます。

次に報告第3号でございます。こちらにつきましては農地の貸し借りについての報告であります。使用貸借については使用貸借解約の通知、賃貸借の解約については農地法第18条第6項の規定についての通知と二つに分かれております。そちらの形で双方合意して農地の貸し借りを解約したという報告でございます。

続いて報告第4号でございます。農用地利用集積等促進計画の認可については、先程山口課長の方から説明がありました議案として上げたものが茨城県に送りまして茨城県の方で認可を受けたとの通知がございましたのでその報告でございます。

続いて報告第5号でございます。今回議案の方で議案第5条の転用許可がありました。それに関連するものでございます。農振農用地地域でございましたこの土地を農振農用地地区から外すということ。農林水産課の方で事務処理しまして県に送り認可を得て農振農用地地区から外したという報告であります。

議 長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問ございませんか。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。報告第3号の内容ですが、番号10とか番号12とかですが、茨城県農林振興公社と賃貸借人が解約するという内容ですが、どういうふうに借りたものをどういうふうに返していくか流れが分からないのですが、これは中間管理機構を介して貸し借りしたものが満期になって返す内容なのか、その解約にいたる内容の流れをご説明いただきたいと思います。

事務局 お答えさせていただきます。質問のありました今回の解約につきましては、期間が満了になる前の解約でございます。双方が了解をして解約をするということで合意解約という形になります。それで、谷田川委員が言いました中間管理機構の場合もありますし相対の合意解約もあり、使用貸借の解約なのか18条の解約なのかということになります。以上でございます。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。農林公社が入るものは中間管理機構を入れた内容なのかそれとも基盤整理の利用権設定なのかそこはどうでしょうか。

事務局 振興公社が入った所は中間管理機構が入ったところでございます。

16番 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第13回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時10分)

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人